

京 都 大 学 事 務 委 任 等 規 程 新 旧 対 照 表

| 改 正 前  | 改 正 後  |
|--|--|
| <p>(前 略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「委任」とは、総長の事務の権限を部局の長等に委ね、その権限に基づく決定又は執行を部局の長等の名において行うものをいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>第9条の4 } (略)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p>(後 略)</p> | <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「委任」とは、総長の事務の権限を部局の長等に委ね、その権限に基づく決定又は執行を部局の長等の名において行うもの<u>等</u>をいう。</p> <p>第9条の4 } (同 左)</p> <p>(1)～(3) }</p> <p><u>第9条の5 総長は、受託研究及び共同研究の契約締結に関する事務を京都大学受託研究取扱規程(平成16年達示第97号)及び京都大学民間等共同研究取扱規程(平成16年達示第98号)の定めるところにより、共通事務部等の長に委任する。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年10月1日から施行する。</p> |